

【個人事業主用】育児による休業取得証明書

多摩市長 殿

就労者	住所	多摩市									
	氏名										
育児による休業期間		取得	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
復職（予定）日		令和 年 月 日（切上げ 可 ・ 不可）									
出産児童	氏名										
	生年月日	令和 年 月 日生									
上記の事項について、育児による休業を取得又は取得予定であり、以下の事項について確認・承諾し証明いたします。 ① 育児による休業を取得又は取得予定 ② 個人で事業をおこなっている旨がわかる書類の提出をする ③ 開業して1年以上である ④ 養育する子どもが1歳6ヶ月以内である 令和 年 月 日 事業名 所在地 代表者名 電話番号											

※訂正がある場合は、訂正印を押してください。

※虚偽の記載があった場合は、入所取消（在籍児童は退所）となります。

【保護者記入欄】

児童氏名 (生年月日)	(H ・ R 年 月 日生)	施設名	申請中 在籍中
児童氏名 (生年月日)	(H ・ R 年 月 日生)	施設名	申請中 在籍中

【個人事業主の方が育児による休業に伴う、保育所等の入所について】※新規・転所申込みの世帯
申請児童が保育所等に入所・転所した場合は、入所をした翌月1日以前に復職し、復職後2週間以内に「復職証明書（個人事業主用）」を提出してください。期限までに復職しないまたは復職証明書（個人事業主用）を提出できない場合は、退所になります。

【在園児がいて、個人事業主の方で育児による休業を取得する方】※既に在園児がいる世帯
第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、①第二子以降の出産のために育児による休業を取得する方で②個人で事業をおこなっている旨の提出をされた方で、③児童が実際に勤務していた期間（休業開始前）に在籍していた保育施設に継続して在籍する④開業して1年以上⑤養育する子どもが1歳6ヶ月の場合に限り、特例保育を認めています。第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児は在籍できます。※4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児童は3月末日をもって退所となります（在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合を除く）。